

日本の原子力の課題:法律家の立場から

- I はじめに
- II 原発事故の再発防止
- III 原子力損害の回復・賠償
- IV おわりに

一橋大学/国際・公共政策大学院長

高橋 滋

I はじめに - 報告者の立場

- 原子力に対する報告者の立場
エネルギー源としての是非・比率
エネルギー政策論への法律学の貢献度は低い。
- エネルギー政策論の是非は別として、
リスク軽減に対する法律学、特に、規制法制論の貢献はあり得る。
- 今回の事故は筆者の研究姿勢に深刻な反省を求めるものとなった。ただし、政権は、原発輸出政策をとり、即時全廃の政策は採用していない。
「そこにある原発」への規制論等の課題は残る。

Ⅱ 原発事故の再発防止

① 現在の規制体制

1. 規制の法律

- a) 原子力基本法（1955年）
- b) 原子力委員会・原子力安全委員会設置法（1956年）
- c) 原子炉等規制法（1957年）
原子炉の設置許可に際してdouble check
（規制行政庁と原子力安全委員会）
- d) 原子力損害賠償法（1961年）

Ⅱ 原発事故の再発防止

① 現在の規制体制

2. 規制体制の変遷

- a) 原子力委員会から原子力安全委員会の分離
(1978年) (原子力船「むつ」放射能漏れ事故)
- b) 原子力安全委員会の権限強化
(1999年) (JCO事故) - 全般的な調査・勧告権
・ 資源エネルギー庁から原子力安全・保安院分離
(振興の組織から規制の組織の分離、ただし、
同じ経済産業省の傘下の組織)

Ⅱ 原発事故の再発防止

② 現在の規制改革案

1. 政府の原案

- a) 規制の組織を推進の組織から完全分離
現在、経済産業省から原子力・安全保安院を分離し、環境省の外局としての「原子力安全規制庁」を設置する。
- b) 原子力安全委員会を廃止し、その代わりに、原子力安全審議会（政府の諮問機関）を原子力安全庁に創設する。

Ⅱ 原発事故の再発防止

② 現在の規制改革案

2. 政府の改革案についての私見

規制機関の分離独立に賛成。次の点に懸念。

a) 歴史への逆行？

- ・ 事故ごとに官庁組織への不信。独立した第三者委員会としての原子力安全委員会の権限強化

b) 原子力安全庁に対するCheck機能の弱体化？

Ⅱ 原発事故の再発防止

③ 改革への提言

- a) 原子力安全審議会の機能は可能な限り強いものとして残す。原子力委員会を縮小し、そのスタッフを審議会事務局に振り向ける。
- b) 原子力安全庁の所管は、環境省。原子力安全審議会は、double check機能は廃止するが、一般的な監視・勧告機能を強化する。
- c) 政省令の制定、許認可について原子力安全庁に一本化するのであれば、手続を整備する必要(専門家の専門性・中立性・公正への配慮、意見聴取手続の法定、第三者意見聴取の法定)

Ⅲ 原子力損害の回復・賠償

① 現行法制度とその特色

日本の原子力損害賠償法

- **法律** 原子力損害賠償法（1961年）
原子力損害賠償補償契約法（同年）
- **所管** 文部科学省
原子力損害賠償紛争審査会

Ⅲ 原子力損害の回復・賠償

② 福島事故での賠償問題

1. 過去に例を見ない事故被害

被害者の多さ、広範さ、多様性
迅速な救済の必要

⇒原子力損害賠償紛争審査会の設置

○事業者と被害者との和解の調停に際しての
中間指針を策定、公表（2011年8月5日）。
さらに、自主避難に関する指針の策定、
公表(2011年12月6日)

Ⅲ 原子力損害の回復・賠償

② 福島事故での賠償問題

2. 精神的損害（慰謝料の扱い）、風評被害の扱い、間接損害（取引先、従業員等の被害）

⇒いずれも、合理性が認められる限りは広く救済することとなった。おそらく、今後の損害賠償法理論に大きな影響を与えるであろう。

Ⅲ 原子力損害の回復・賠償

② 福島事故での賠償問題

3.政府等の指示に基づかない自主避難者への賠償

- 2種類の精神的損害
 - a) 事故直後の混乱に伴う生命・身体への不安
 - b) 政府指示による避難地域の確定後の低放射線の影響への不安・恐怖

a)については、「事故後約1月につき自主避難対象地域の居住者全員に賠償（屋内退避指示とのバランス）」

b)については、「子供・妊婦について、相当程度長期について、自主避難対象地域内の方に賠償。その際、同伴者の生活費増加分等にも、一定程度、配慮」

- 地域に残り生活されている方との均衡、政府指示による避難者との均衡（自主的なご判断によることについて、一定程度考慮）。
- 地域の決定に際しては、自主避難者の割合、ヨウ素剤の配付地域か否か、結果として判明した線量の高さ、地域の一体性等を総合的に判断。
- あくまでも一般指針であり、特殊事情がある場合についてのさらなる賠償の可能性は、排除していない。また、2002年12月末以降は賠償はないとはしていない。

Ⅲ 原子力損害の回復・賠償

③ 残された課題

a) 最大の問題は除染の範囲とそのスピード
リスクマネジメントの観点

○放射線のリスク - 生涯100mSvで日本人の
がん死亡の割合 (0.5% 増加= 5×10^{-3})

・ 作業者 年間20mSv、5年間50mSv

・ 平常時一般公衆 年間1mSv

○最近の環境省の方針 (Seは年半分程度は自然減衰、
ただし、局所的に高濃度化する場所も出てくる)

長期目標 年間1mSv以下にする。

当面 1年間に物理的減衰を含めて50%減

学校・公園等 1年間に物理的減衰を含め60%減

Ⅲ 原子力損害の回復・賠償

③ 残された課題

b) 長期化が予想される原子力損害紛争

- 長期帰宅困難地域、居住制限地域の存在
- 健康被害をめぐる紛争
(低放射線の影響をめぐる知見の不確実性)
(他方で、地域・地域共同体での生活維持)

→ 法学上の重い課題として受け止める必要。

IV おわりに

○福島原発事故と法律学 - 再び

- 事故の深刻さ
- 巨大科学技術のコントロール可能性
- 民主主義国家における政策決定
- 無視できない存在 -
「そこにある原発」の安全規制と
長期化する損害の回復と賠償
放射性廃棄物処分の問題